

けんりょうご
権利擁護の
そうたんコーナー



今月のそうたん

自宅に来た買取屋を断りきれず、
大切な貴金属を売ってしまいました。

Q

先日、自宅に業者が訪問してきて、「何か売るものはありますか?」と言って、手元にあった貴金属を強引に買い取っていきました。大切な思い出の品で、売るつもりはありませんでしたが、あまりに強引だったので、断りきれませんでした。しかし、落ち着いて考えてみると、安く買い取られてしまったように思ったので、後日、返してほしいとお願いしました。でも、業者側は「もう転売した」といって応じてくれません。何とかならないでしょうか。

A

昔から、「押し売り」商法という消費者被害はありましたが、このケースは、これとは逆の「押し買い」商法です。

最近、このように、消費者の自宅に業者が訪問して貴金属などを買い取っていくというトラブルが全国で多発しており、特に高齢者が被害に遭う割合が大きくなっています。

買取を行う業者は古物商の許可が必要で、古物商許可証等を携帯し、求められた際には提示しなければいけません。実際には、社名や連絡先が分からないケースも多いようです。

今までにはあまりなかった被害態様であるため、法の規制の「すき間事案」となっており、一旦、契約をしてしまうと、クーリング・オフができず、業者の連絡先も分からないため、交渉自体も困難です。そのため、現物を返還してもらったり、適正価格との差額を追加で支払ってもらったりするなどの解決もなかなか実現しにくいといわざるを得ません。

不意打ち的に自宅を訪れ、適正な相場よりも著しく安い値段で貴金属などを強引に買取っていくという買取屋商法は、悪質な消費者被害事案であると考えられます。

もし被害に遭いそうになったら、契約をしてしまって現物を渡してしまう前に、身内の方や警察に、電話などで連絡をして相談をしましょう。

【姫路総合法律事務所 弁護士 土居 由佳】

暮らしの相談・お困りごととは社協へ！

総合相談所のお知らせ

◎心配ごと相談 (法律専門相談)

宍粟防災センター

6月24日(金)

7月1日、8日、15日、22日(金)

午後1時30分～4時

※予約制となっています。

(山崎支部 62-55530)

◎結婚相談

宍粟防災センター

7月7日、21日(木)

午後1時30分～4時

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日

午前8時30分～午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受け付けています。

お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。相談はいつでも無料です。
市内にお住まいの方が対象です。